

羽島市教育大綱策定方針（案）

1. 大綱策定の趣旨

- ・教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正（H27.4 施行）により、新たに策定することとされたもの。
- ・教育大綱は、市長が教育委員会と総合教育会議で協議した結果を踏まえ、本市の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるもの。

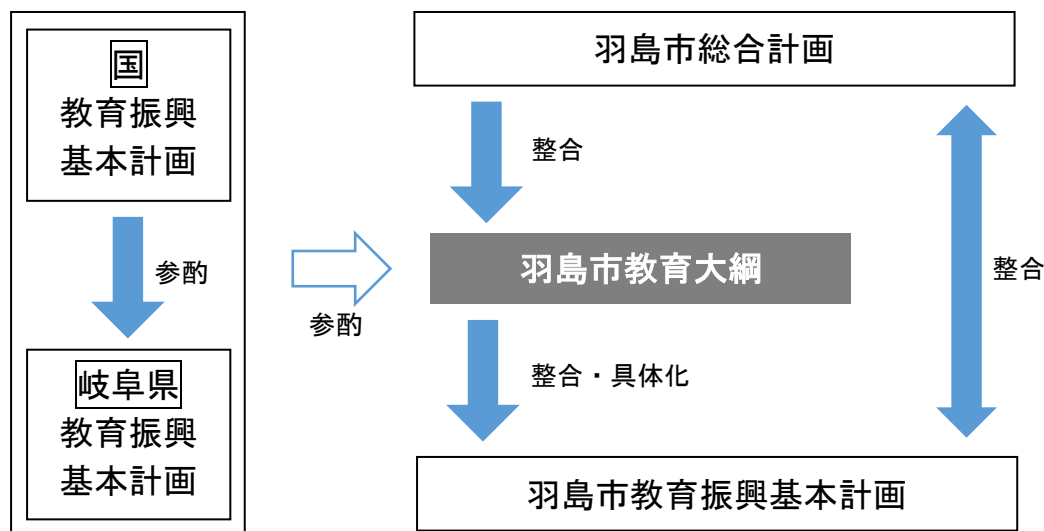
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。

- ・現行の「第二次羽島市教育大綱」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき、令和2年度から6年度までの5カ年を対象期間として、令和2年3月に策定している。同大綱が今年度末で終期を迎えることから、令和7年度からの次期「羽島市教育大綱」の策定が必要である。

2. 大綱の位置付け

- ・大綱は、国及び県の教育振興基本計画を参酌して策定する。
- ・大綱は、市の最上位計画である羽島市総合計画の実現につながる、教育に関する理念等の大きな方向性を示すものとする。
- ・大綱の基本理念や基本方針を実現するための具体的な施策については、羽島市教育振興基本計画で調整する。



3. 大綱の期間

- ・対象期間を設定しない。
- ・大綱の見直しが必要になった場合には、適宜見直す。

4. 大綱の体系

- ・教育の基本理念を設定し、基本理念の実現に向けた施策の根本となる基本方針を示す。

5. 大綱策定のスケジュール（予定）

時期	策定スケジュール	総合教育会議
5月	・国、県、市の他計画整理	
6月	・次期教育大綱策定方針の整理	
7月	・次期教育大綱素案の作成	
8月		第1回総合教育会議（23日） ・次期教育大綱策定方針及び素案の提示
9月	・次期教育大綱修正案の作成 ・パブリックコメント	
10月	・パブリックコメント ・次期教育大綱最終案の作成	
11月		第2回総合教育会議 ・次期教育大綱案提示
12月		
1月		
2月		
3月	・次期教育大綱策定	